○四国地方整備局告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月十六日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年四国地方整備局告示第百七号南予レクリェーション都市計画道路事業三・四・三二号大浦一号線

三　事業施行期間　自平成二十二年十一月五日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月十六日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年四国地方整備局告示第六十六号今治広域都市計画道路事業三・五・三十五号丸田辻堂線、三・五・二十七号今治日高線、七・六・三号複橋日高線及び三・五・三十六号丸田馬越線

三　事業施行期間　自平成十七年九月二十八日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月十六日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百八号	みやま市高田町下楠田字渡瀬一六三一番二から同市高田町下楠田字渡瀬一六二八番まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所
二百二十五号	鹿児島市平川町字鬼ヶ谷六〇九六番五から同市平川町字鬼ヶ谷六〇九〇番五まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所
十号	行橋市大字道場寺字迫田一四三九番二三から同市大字道場寺字小堤原一三九七番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月十六日

○九州地方整備局告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月十六日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　大分県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年九州地方整備局告示第六十三号大分都市計画道路事業三・四・三十五号鶴崎駅前松岡線

三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月十六日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　大分県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第千五百四十四号大分都市計画道路事業三・二・六十七号下郡中判田線及び三・三・十一号萩原鬼崎線

三　事業施行期間　自平成十年七月三十日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月十六日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　大分県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第千九百二十九号別府国際観光温泉文化都市建設計画道路事業三・四・十七号富士見通南立石線

三　事業施行期間　自平成六年九月六日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成六年建設省告示第千九百二十九号、平成八年建設省告示第三百三十九号及び平成十八年九州地方整備局告示第六十六号の事業地のうち別府市大字南立石字野原、字上向原、字尾ノ上及び字本村地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

北海道開発局長　高松　泰

一　道路の種類　一般国道

(一)　路線名　二百三十八号

(二)　道路の区域

(三) 区間	変更前	敷地の幅員
	後別	延長
北海道宗谷郡猿払村浜鬼志別四三八〇番地内	前	二九・〇〇～三〇・〇〇メートル
	後	三二・〇〇～三三・〇〇メートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員
	後別	延長
北海道枝幸郡中頓別町字敏音知一五三番から同町字敏音知三〇八番まで	前	二〇・五〇メートル
	後	四〇・五〇メートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部